

広島市消費生活センターだより

ウォーターサーバーの勧誘トラブルにご注意!



アドバイス

- お得であるとの説明のみで解約金等について全く説明がなかった、レンタルだと思い契約したが実際は購入になっていた等のトラブルが多く見られます。トラブルを防ぐためにも、契約書面等で契約内容を十分に確認することが重要です。また、複数社の製品について価格、サービス内容等を情報収集し、本当に必要な契約か比較・検討しましょう。
- 商業施設内の特設ブースで勧誘され、急かされて契約したが、契約内容を確認すると説明と異なっていたなどのトラブルもあるので、契約内容を確認する時間を与えず、その場で契約させようとする事業者との契約は慎重に検討しましょう。

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))